

『消費税・インボイス制度対策セミナー』

～ インボイス制度への対応、対策ポイントの解説 ～

— 参加無料 —

令和5年10月1日より消費税・インボイス（適格請求書）制度が導入され、消費税の仕入れ税額控除の方式が「適格請求書等保存方式」に変わります。

制度導入後、事業者が仕入れ税額控除を行うには、仕入れ先が発行したインボイス（適格請求書）が必須となります。

適格請求書発行事業者になる（登録を受ける）には、登録申請手続きが必要です。なお、令和5年10月1日から登録を受けるには、令和5年3月31日までに登録申請手続きが必要です。

本セミナーでは、インボイス制度の導入対策ポイントを具体的に解説いたします。

◇ 日 時 令和4年10月19日(水)午後2時～午後3時30分

◇ 場 所 （一社）神戸貿易協会会議室（神戸商工貿易センタービル14階）

◇ 講 師 神戸税務署担当官

◇ 定 員 40名(会員様限定)

◇ 申込方法 FAX でお申し込みください。

◇ 問合せ先 （一社）神戸貿易協会 電話(078)-251-3341

.....

神戸貿易協会行 FAX：078-251-3345

☆☆ 「税務対策セミナー」参加申込書 ☆☆

| | | | |
|-----|-----|-----|-----------|
| 会社名 | | | |
| 氏 名 | | 役職名 | |
| 氏 名 | | 役職名 | |
| TEL | () | — | FAX () — |

《事前質問記入欄》

※本申込書に記入いただいた個人情報につきましては、セミナー開催に係る参加者の確認、参加者名簿の作成、出欠確認等、セミナーの運営に利用する他、神戸貿易協会が実施する事業の企画、運営、情報提供に用いることがあります。